

平成 22 年度「公益信託 農林中金 80 周年森林再生基金」(FRONT80) の募集について

1 概要

- (1) 当金庫は、企業の社会貢献ならびに社会的責任に対する関心の高まり等を勘案して、創立 80 周年を迎えたのを機に、「公益信託 農林中金 80 周年森林再生基金」(FRONT80) を平成 17 年に設定し、森林保護（保全）を通じた社会貢献事業に取り組んでいます。
- (2) 本取組みは、国内の森林の荒廃が進み、地球温暖化防止をはじめとした多面的機能を発揮できない状況を踏まえ、特定公益信託（信託財産 10 億円、期間 10 年程度、1 年当たり 1 億円程度を助成）を活用して国内の荒廃した民有林を再生する事業・活動に対して助成を行う事業です。
- (3) 昨年までに実施された第 1～5 回助成対象事業の募集では、全国から 192 件の応募があり、第 1 次の書面審査、第 2 次の現地審査を経て最終的に 22 件（第 5 回（平成 21 年度）は、4 森林組合、1 同連合会（助成金額：76 百万円））が選定されています。

◎ **第 5 回（平成 21 年度）助成対象事業の概要**

助 成 対 象 先	事 業 内 容
多野東部森林組合 (群馬県)	急傾斜地等における作業ノウハウを構築し、所有者の森林経営に対する関心を高めることにより、管内全域で集約化施業による適正な森林管理を目指すもの
上伊那森林組合 (長野県)	マツタケ生産をはじめとする特用林産物の増産につながるマツ林の整備方法を確立し、これらの成果をマニュアル化し、普及することで地域林業の活性化を目指すもの
静岡県森林組合連合会 (静岡県)	連合会が森林組合に代わって、路網と高性能林業機械による低コスト作業システムを構築するとともに、事業地をモデル林として県内の組合未組織地域や森林組合に普及啓発を図ることを目指すもの
津山市森林組合 (岡山県)	荒廃した複数の共有林等について、組合主導による団地化を提案し、一体的な作業路網の整備、低コスト作業を実践し、モデル林とすることで旧町内全域の森林整備を目指すとともに、森林の施業・管理を一貫して提案できる組合を目指すもの
いしづち森林組合 (愛媛県)	若齢林は高齢林に比べ林相界が明瞭であることに着目し、オルソ（正射投影）化した過去の航空写真から、林相界（＝境界）の座標を数値化し、この座標値を GPS で現地に復元することで境界の明確化を図るもの

※1 第 5 回助成先の詳細は別紙 1（それ以前の助成先については、当金庫 HP のニュース一覧をご参照下さい。）、当基金のスキーム図は別紙 2 のとおりです。

- (4) また、当金庫は「フォローアップ事業」として、助成先の事業実施に際し森林生態学や森林施業等の専門家を派遣し、事業完成に向けたサポートを併せて実施していますが、引き続き、助成先のニーズに応じたサポートを実施していくこととします。

- (5) 今般、当該基金の運営委員会の助言に基づき、平成 22 年度の募集要項が決定し、助成対象事業の募集を開始することとなりましたのでお知らせいたします。

2 募集要項の概要（詳細は、「募集要項」のとおり）

(1) 助成対象事業

国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動で、かつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業

a 複数の森林所有者との長期安定的な契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業（多面的機能の向上を目指した利用間伐・切捨て間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐等の施業を条件とする。）

b 上記に附帯する林地境界確定、林地調査、不在村者調査等

c その他目的を達成するために必要な事業

※2 「複数の森林所有者」には、入会集団・財産区・生産森林組合等を含む。

※3 対象森林は 5ha 以上のひとまとまりとなった民有林とする。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本とするが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できればこれを認める。

※4 「長期契約」とは、森林経営信託契約・長期経営委託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約(期間 5 年以上)等とする。

※5 附帯事業には林地境界確定、林地調査、不在地主調査等の事業を含む。

※6 荒廃した民有林とは、現に荒廃した森林に加え、間伐遅れ林分等のこのまま推移すれば荒廃するおそれのある林分を含む。

※7 中でも、次のような緊急性、波及性、新規性等が高い事業・活動を選定します。

(1) 山づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業

(2) 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業

(3) ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等により、助成金終了後も事業の継続性、波及性が認められる事業

(4) 協同組合・地元住民・ボランティア・行政等と連携した活動

(5) 過去に例の少ない先進的事業（不在村者の森林経営信託等）

※8 対象事業の範囲は、森林整備(施業)と直接・密接に関連する取組までとします。

(例) 間伐した立木を共販所（原木市場）又は製材工場まで運び込んだ段階まで。

※9 付帯事業（ソフト事業）のみの申請も認めます（ただし上限金額15百万円以内）。この場合、次年度に必ず森林整備のハード事業を計画し、ソフト事業計画と同時に提出するものとします。このハード事業について、翌年に基金に応募（既助成決定分と合わせて30百万円以内）いただくことは可能です。

(2) 助成対象者

以下の全ての条件に該当する者を対象とします。

a 営利を目的としない団体で法人格を有するもの。ただし、地方公共団体を除く。

(例) 森林組合・農協・漁協等協同組合、特定非営利法人、社団・財団等

b 過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体。

c 対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。

(3) 助成金額

a 平成22年度募集分の助成金総額は100百万円を予定します。

b 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。

※10 助成金額は、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額（助成対象間伐事業等から見込まれる原木販売代金の全額）を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。

(4) 助成期間

- a 支援の対象となる事業の実施期間は、原則として平成23年4月1日以降に開始し、平成24年3月31日以前に終了するものとします（1年間）。
- b 複数年度にわたる事業の場合は、複数年にわたる事業計画を提出してください。ただし助成は、初年度のみとなります。

(5) 募集期間

平成 22 年 5 月 17 日（月）から平成 22 年 7 月 16 日（金）（当日消印有効）

(6) 募集方法

- a 「助成金交付申請書」に記入のうえ、当該基金の事務受任者である全国森林組合連合会あてに申請してください。
- b 「募集要項」、「助成金交付申請書」、「Q & A」は、全国森林組合連合会および農中信託銀行のホームページまたは当金庫のホームページをご覧ください。

※11 募集方法等にかかる問合せ先は、以下のとおりです。

- 全国森林組合連合会 林政・組織部 TEL 03-3294-9714
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 8F
(<http://www.zenmori.org/>)
- 農中信託銀行(株) 営業第一部 TEL 03-5281-1340
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 1F
(<http://www.nochutb.co.jp/>)
- 農林中央金庫 農林水産環境事業部 TEL 03-5220-9554
〒101-8420 東京都千代田区有楽町 1-13-2 DN タワー21 7F
(<http://www.nochubank.or.jp/>)

3 平成 22 年度の本事業スケジュール（予定）

平成 22 年 5 月 17 日 募集開始
平成 22 年 7 月 16 日 募集終了
平成 22 年 10 月頃 一次審査（助成先候補選定）
平成 23 年 2 月頃 二次審査（助成先決定）

以 上

【本件に関する問合せ先】

農林中央金庫 広報部(平井，長谷川)

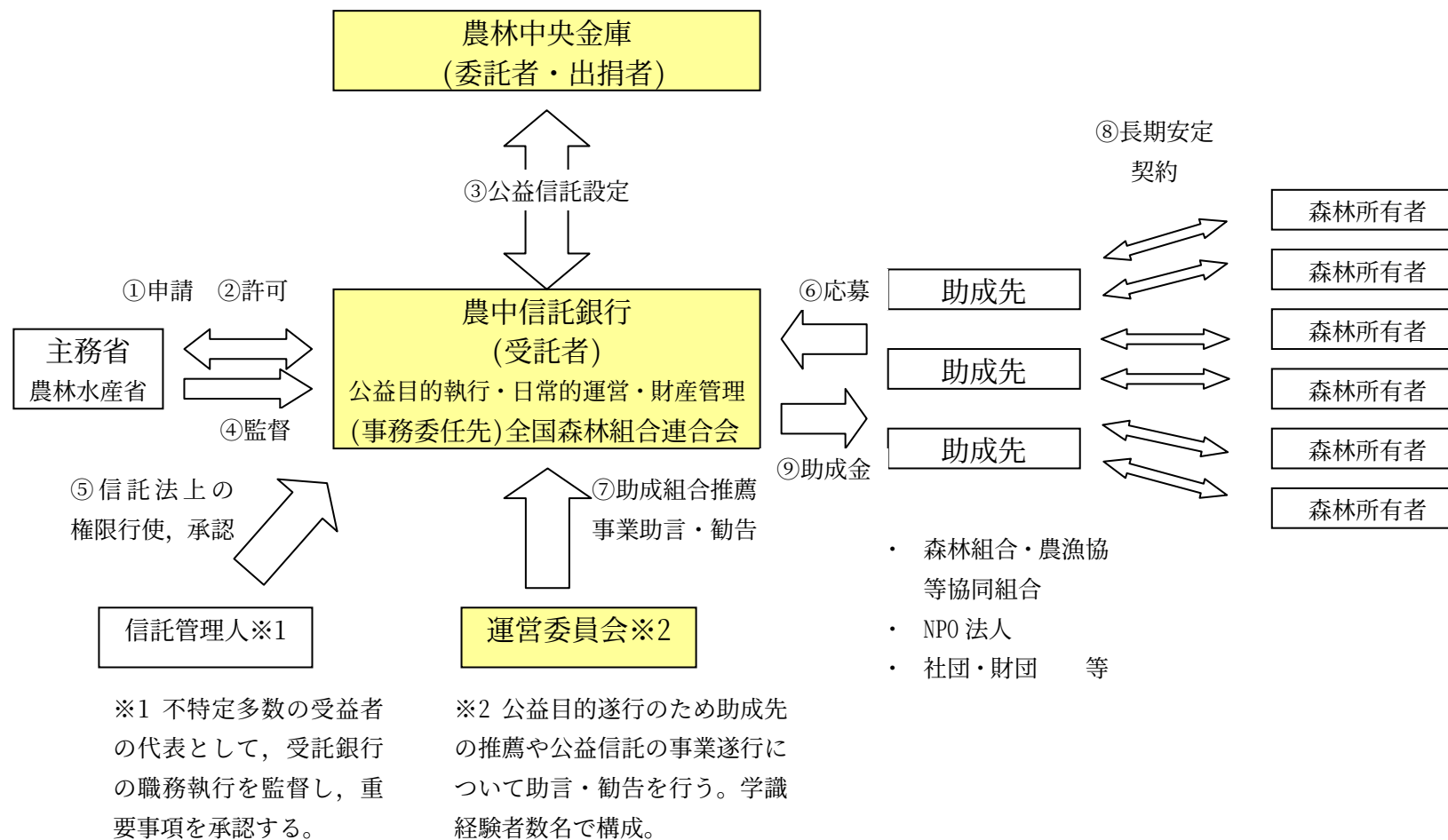
TEL 03-5222-2017

◎ 第5回助成決定案件の概要等

別紙1

助 成 対 象 先	事 業 の 概 要 と 評 価 の ポ イ ン ト
たのとうぶ 多野東部森林組合 (群馬県) 対象地面積 26ha	事業名： 林業の未来に向けて ～将来に繋がる森林づくり～ 当地域は、スギを中心とした古くからの林業地で、年齢的には伐期を迎えつつあるが、所有者の森林経営に対する意識は薄れ、路網等の基盤整備の遅れもあり、間伐等の森林整備が遅れている。 当事業では、これまで利用間伐の採算が合わないとして諦めていた急傾斜地等における作業ノウハウを構築し、所有者の森林経営に対する関心を高めることにより、管内全域で集約化施策による適正な森林管理を目指す取組みが評価された。
かみいな 上伊那森林組合 (長野県) 対象地面積 46ha	事業名： マツ林再生による地域林業活性化事業 当地域は、アカマツの占有する林分が広く分布し、全国でも有数のマツタケ生産地であるが、近年ではマツ林の整備不良による富栄養化等により、生産量は年々減少してきている。 当事業では、マツタケ生産専門家の指導の下、マツタケ生産をはじめとする特用林産物の増産につながるマツ林の整備方法を確立し、これらの成果をマニュアル化し、普及することで地域林業の活性化を目指すという取組みが評価された。
しずおかけん 静岡県森林組合連合会 (静岡県) 対象地面積 78ha	事業名： 森林組合未組織地域における低コスト作業システムの推進 本地域（藤枝市岡部町）は、材価の低迷や森林所有者の高齢化等に加え、森林組合が未組織地域であることから、森林所有者の森林整備への関心が低く、未整備森林が増大している。 当事業では、連合会が森林組合に代わって、従来から組織化している「メカトロ部隊」を活用して、路網と高性能林業機械による低コスト作業システムを構築するとともに、事業地をモデル林として連合会の指導機能を発揮し、県内の組合未組織地域や森林組合に普及啓発を図ることを目指す取組みが評価された。
つやまし 津山市森林組合 (岡山県) 対象地面積 183ha	事業名： 広戸地域水源林再生事業 ～価値ある森林を後世に継承するために～ 本地域（旧勝北町）は、森林組合が無く（平成17年に加入）、町行政が細々と補助事業を取り扱ってきたが、手遅れ林分が多く存在している。事業対象の共有林も町内会に管理が任されているが、ほとんど森林整備が行われていない状況にある。 当事業では、荒廃した複数の共有林等について、組合主導による団地化を提案し、一体的な作業路網の整備、低コスト作業を実践し、モデル林とすることで旧町内全域の森林整備を目指すとともに、森林の施策・管理を一貫して提案できる組合を目指す取組みが評価された。
いしづち森林組合 (愛媛県) 対象地面積 388ha	事業名： 温航知森！ 過去の航空写真を使った森林境界明確化事業 当組合では、1人の担当者が1つの地区を一元管理するという「1山1任制度」を採用し、施策集約化による森林整備事業を行っているが、境界を知る人の高齢化で、現地での山林境界の明確化作業が困難になりつつある。 当事業では、若齢林は高齢林に比べ林相界が明瞭であることに着目し、オルソ（正射投影）化した過去の航空写真から、林相界（＝境界）の座標を数値化し、この座標値をGPSで現地に復元することで境界の明確化を図っていこうとする取組みが評価された。

農林中金 80 周年森林再生基金（FRONT80）のスキーム図



平成22年度

公益信託 農林中金80周年森林再生基金 募集要項

(F R O N T 8 0)

1. 趣旨

森林は、農林水産業の持続的な発展に資することに加え、近時、地球温暖化防止、水源涵養、自然災害防止、保健文化機能等、その多面的機能を評価されています。しかし一方で、戦後の拡大造林期に植林した人工林が成熟期を迎えつつあるなか、山村の高齢化・不在村化が進み、施業意欲の低下から間伐等の手入れが放棄され、過密のまま痩せ細り土壌が流出する、また伐採後の再植林が放棄される等、その多面的機能を果たしえない状況となっています。

本公益信託は、こうした国内の荒廃した民有林の再生により、森林の公益性を発揮させることを目指した活動に対し助成していくことを目的としています。

2. 助成対象事業

国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- (1) 複数の森林所有者との長期安定的な契約に基く、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業（多面的機能の向上を目指した利用間伐・切捨て間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐等の施業を条件とする）
 - (2) 上記に附帯する林地境界確定、林地調査、不在村者調査等
 - (3) その他目的を達成するために必要な事業
- ・ 「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含む。
 - ・ 対象森林は5 ha以上のひとまとまりとなった民有林とする。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本とするが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できればこれを認める。
 - ・ 「長期契約」とは、森林経営信託契約・長期経営委託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約(期間5年以上)等とする。
 - ・ 附帯事業には林地境界確定、林地調査、不在村者調査等の事業を含む。
 - ・ 荒廃した民有林とは、現に荒廃した森林に加え、間伐遅れ林分等のこのまま推移すれば荒廃する恐れのある林分を含む。

※ 事業の中でも、次のような緊急性、波及性、新規性等が高い事業・活動を選定します。

- 例 (1) 山づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業
(2) 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業
(3) ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等により、助成金終了後も事業の継続性、波及性が認められる事業
(4) 協同組合・地元住民・ボランティア・行政等と連携した活動
(5) 過去に例の少ない先進的事業（不在村者の森林経営信託等）

※ 対象事業の範囲は、森林整備（施業）と直接・密接に関連する取組までとします。

例 間伐した立木を共販所（原木市場）又は製材工場まで運び込んだ段階まで。

※ 付帯事業（ソフト事業）のみの申請も認めます（ただし上限金額15百万円以内）。この場合、次年度に必ず森林整備のハード事業を計画し、ソフト事業計画と同時に提出して下さい。次年度のハード事業についても、助成の有無にかかわらず事業結果の報告をしていただきます。また、このハード事業について、翌年に基金に応募（既助成決定分と合わせて30百万円以内）いただくことは可能です。

3. 助成対象者

以下の全ての条件に該当する者を対象とします。

- (1) 営利を目的としない団体で法人格を有するもの。ただし地方公共団体を除く。

例 森林組合・農協・漁協等協同組合、特定非営利活動法人、社団・財団等

- (2) 過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体。
(3) 対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。
(4) 共同申請も可能です。その場合代表者を明記した上で申請してください。

4. 助成金額

- (1) 平成22年度募集分の助成金総額は100百万円を予定します。
- (2) 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。
 - ・ 助成金額は、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額（助成対象間伐事業等から見込まれる原木販売代金の全額）を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。
 - ・ 支給方法は「7. 選考方法と助成金支給、報告提出義務」を参照ください。

5. 助成期間

- (1) 助成の対象となる事業の実施期間は、原則として平成23年4月1日以降に開始し、平成24年3月31日以前に終了するものとします（一年間）。
- (2) 複数年度にわたる事業の場合は、複数年にわたる事業計画を提出してください。ただし助成は初年度のみとなります。

6. 助成金の対象となる経費

- ・ 事業活動に要する、常識的な範囲・金額にかかる各種経費を対象とします。
- ・ 助成対象となった全ての経費につき明確な積算根拠の資料を提出いただきます。（物品購入等については申請時に見積書等、事業完了後には領収書が必要です。人件費等については積算根拠の数字について説明資料が必要です。）

（ハード事業）伐出費、運搬費、作業道開設費、造林保育費

- ・ 活動に直接携わる者の人件費
- ・ 当該活動に必要な林業機械・車両の燃料費、償却費
- ・ 林業機械や車両、パソコン等のリース、レンタル料
- ・ 当該活動に必要なパソコン等のソフトウェア
- ・ 当該活動に必要なと認められる高価でない作業用具、資材、資料の購入費やリース・レンタル料
- ・ 現地での活動に係る電車、車等の交通費、レンタカー代
- ・ 当該活動に係る保険料

（ソフト事業）境界確定等調査費、座談会・郵送代等推進費、研修会議費、森林データ整備費

- ・ 当該活動に係る外部の講師や専門家への謝金と実費交通費
- ・ 当該活動に必要な会議等開催場所の借上料、会議資料作成費、機器レンタル料
- ・ 当該活動に必要な事務用品購入費用、文書等郵送費
- ・ 当該活動に必要な森林データベース作成費

以下のものは原則として対象になりません。

(ハード事業)

- ・ 林業機械や車両、パソコン等の高額なものや汎用性が高いものの購入費用
- ・ 遠隔地への移動に係る交通費
- ・ 団体の事務所等の購入費や維持費、家賃等

(ソフト事業)

- ・ 外部の研修会や講演会への参加費、出張費、宿泊費等
- ・ 団体、個人との交流費、交際費、接待費等
- ・ 団体、個人への会費、寄付金、謝礼、土産代
- ・ 掲載料、放送料等のかかる広告・広報の費用等

7. 選考方法と助成金支給、報告提出義務

(1) 一次審査 (平成22年10月頃)

- ・ 主に事業内容の公益性・創造性・事業効果等および申請団体の事業運営能力を審査します。

(2) 二次審査 (平成23年2月頃)

- ・ 一次審査を通過した団体について、事業計画数字の適正性を審査・検証します。必要となる詳細な積算根拠資料等を提出いただきます。
- ・ 原則として現地実査を行い、事業計画との整合性を検証します。
- ・ 相場と乖離した不適正な事業数字の計上、著しい資料提出遅延等の不誠実な対応等が見られた場合は、審査対象外とします。

(3) 概算払い (前払い) の実施 (平成23年4月以降)

- ・ 本基金の助成は、原則として1年後の事業完了後、報告書等の提出、事業内容の精査後に支給します。
- ・ ただし、希望される場合には、二次審査終了、助成決定後、助成決定額の半分まで概算払い (前払い) を実施します。
- ・ 概算払い (前払い) は1回のみです。その場合は「概算払い請求書」を提出ください。

(4) 事業の完了、助成金支給 (平成24年5～6月頃)

- ・ 事業完了後1ヶ月以内に、「事業完了報告書」や成果物等を提出していただきます。
- ・ 事業完了報告等の精査後、内容が適正であれば、助成金を支給します。概算払い実施済の場合は残額を支給します。
- ・ 事業完了報告により必要額が決定額を下回る場合は、余剰分については助成

を見送らせていただきます。報告内容に不適正な数字の計上がある場合や報告書の著しい提出遅延等、不誠実な対応がある場合には、助成金を支給せず、また概算払い（前払い）実施済みの分は返金していただくことがあります。

- ・原則として現地実査を行い、事業完了報告との整合性を検証します。
- ・事業完了後も継続して報告を求めることがあります。

8. 募集期間と応募方法

- (1) 募集期間 平成22年5月17日（月）～平成22年7月16日（金）

（当日消印有効）

- (2) 所定の申請書に記入の上、正・副2部を郵送してください。

9. その他

- (1) 提出いただいた申請書および添付書類は返却いたしません。選考結果は申請者全員に書面で通知いたします（一次審査結果平成22年10月頃、二次審査結果平成23年2月頃）。
- (2) 原則として、助成先の了承を得て事業内容を公開します。
- (3) 当基金についての詳細を別途「Q & A」として取りまとめておりますので、参照して下さい。

10. 問合せ及び申請書請求、送付先

所定の助成金交付申請書を全国森林組合連合会宛請求し、ご記入のうえ、正・副2部を本基金の務受任者である全国森林組合連合会あてにご提出ください。

なお、申請書は全国森林組合連合会のホームページからダウンロードすることができます。また、募集要項等は農中信託銀行、農林中央金庫のホームページでも参照いただけます。

全国森林組合連合会ホームページ：<http://www.zenmori.org/>

公益信託 農林中金80周年森林再生基金

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 8F
全国森林組合連合会 林政・組織部 TEL 03-3294-9714

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 1F
農中信託銀行 営業第一部 TEL 03-5281-1340

〒100-8420 東京都千代田区有楽町 1-13-2 DNタワー21 7F
農林中央金庫 農林水産環境事業部 TEL 03-5220-9554

11. 個人情報の保護に関する法律について

- (1) 平成17年4月1日から、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）が施行されました。本基金の申請資料（添付資料）には、林地所有者の名前や住所等の個人情報が入ることになります。申請者においては、個人情報保護法に基づいた適切な対応をお願いいたします。
- (2) 個人情報を取得した場合、本基金の申請（主に二次審査）にあたっては、所定の資料のほかに上記個人情報保護法に対応した資料（利用目的明示の資料等）の添付をお願いいたします。同資料の添付がなく申請資料に個人情報が記載されてある場合には、当該申請資料は受領できませんので、ご注意ください。

【参考】提出資料例

○申請時（一次審査前、6～7月）

「助成金交付申請書」対象森林の内容のわかる地図・図面・写真、
直近の営業報告書・財務資料、その他関係資料

○"（二次審査前、11～12月）

積算根拠資料、所有者との長期契約（写）、個人情報保護法対応資料、
「確認書」、その他関係資料

○報告時（事業完了後、4月頃）

「事業完了報告書」、事業報告書、確認資料（帳簿、契約書、領収書等の
写し、事業実施前後の写真、成果物にかかる資料）

以 上